

簡易専用水道の管理について

簡易専用水道の設置者は、供給される水の衛生を確保するために、水道法で定める基準（水道法施行規則第55条）に従って管理することが義務付けられています。（水道法第34条の2第1項）

設置者自らが管理を行わない場合は、実際に管理を担当する人を決めて管理を実施してください。

（水槽の清掃）

受水槽、高置水槽の掃除を1年以内ごとに1回定期に行って清潔な状態が保たれるようにしましょう。

水槽の掃除は、専門の業者（たとえば建築物飲料水貯水槽清掃業者）に依頼して実施するようにしてください。



（施設の点検と改善）

受水槽、高置水槽の点検を定期的に行い、有害物質や汚水によって水が汚染されるのを防止するために、必要な措置を講じましょう。



（水質の管理）

蛇口から出る水の色、濁り、におい、味、残留塩素について定期に点検し、異状を認めたときは必要な水質検査を実施しましょう。



なお、水質検査を実施したときは、その結果を向日市へ報告してください。

（給水の停止）

供給する水が人の健康を害する恐れがあることがわかったときは、直ちに給水を停止して、利用者、向日市など関係者へ知らせてください。



（帳簿書類の備え付け、保存）

簡易専用水道の管理について帳簿を作成し、保存しておきましょう。

書類の整理

